

令和 4 年

東濃中部病院事務組合議会  
第 1 回定例会会議録

令和 4 年 2 月 1 6 日開会  
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

## 令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 議事日程                            | 1  |
| 本日の会議に付した事件                     | 1  |
| 出欠席議員                           | 1  |
| 説明のため出席した者の職氏名                  | 1  |
| 議会事務局職員出席者                      | 1  |
| 開 会                             | 2  |
| ・ 日程第1 会議録署名議員の指名               | 3  |
| ・ 日程第2 会期の決定                    | 3  |
| ・ 諸般の報告                         | 3  |
| ・ 日程第3 議第1号から日程第8 議第6号（一括上程・説明） | 3  |
| ・ 日程第3 議第1号（質疑）                 | 7  |
| ・ 日程第3 議第1号（討論）                 | 9  |
| ・ 日程第3 議第1号（採決）                 | 10 |
| ・ 日程第4 議第2号（質疑・討論・採決）           | 10 |
| ・ 日程第5 議第3号（質疑・討論・採決）           | 11 |
| ・ 日程第6 議第4号（質疑・討論・採決）           | 11 |
| ・ 日程第7 議第5号（質疑・討論・採決）           | 12 |
| ・ 日程第8 議第6号（質疑・討論・採決）           | 13 |
| 閉 会                             | 13 |

令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和4年2月16日(水) 午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算
- 第4 議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算(第3号)
- 第5 議第3号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例について
- 第6 議第4号 東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例について
- 第7 議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第8 議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第1号から日程第8 議第6号

---

出席議員 10名

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 水石玲子君 | 6番 山下千尋君   |
| 2番 水野哲男君 | 7番 小木曾光佐子君 |
| 3番 後藤久男君 | 8番 加藤輔之君   |
| 4番 楓博元君  | 9番 舘林辰郎君   |
| 5番 西尾隆久君 | 10番 柴田増三君  |

---

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者の職氏名

- 管理者 加藤淳司君
- 副管理者 水野光二君
- 事務局長 小木曾博久君

---

議会事務局職員出席者

書 記 亀 谷 栄 聡 君

書 記 吉 田 和 史 君

---

午前 9時00分開会

○議長（加藤輔之君） 皆さん、おはようございます。令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症第6波の影響により、現在感染者数は過去最大規模にあります。第6波の想定はされておりましたが、これほどの規模になるとは予想外でありました。重症者数に関しては低い数字となっておりますのが幸いであります。昨日の集計によりますと、瑞浪市では44人、土岐市では57人が新たに感染したと発表されています。古田知事も、未だにピークアウトの兆しも見えない、過去最多の数を更新したことは大変危惧の念を持っていると語っておられます。

このように、まだまだ通常の社会活動に戻るには時間がかかるかもしれませんが、一人一人が感染予防対策をしていくことが大切であると存じます。

さて、今定例会は令和4年度予算、令和3年度補正予算及び条例制定の重要案件がございます。議員各位におかれましては、どうか慎重にして十分なる審議を尽くしていただき、議会の責務を果たしたいと思っておりますので、議事運営には特段のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

それではここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと思っております。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。現在、新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株の市中感染が発生し、また、都道府県別を見ても感染者が連日過去最高を更新するなど、感染拡大のニュースが連日続いており、終息の兆しは見えておりません。こういった状況の中、医療を提供する立場として、感染症対策に留意し地域の住民が安心して通うことのできる病院を作ることが重要であると考えております。

さて、今期定例会には予算関係2件、条例関係4件、全部で6件の議案を提出させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございます。

---

○議長（加藤輔之君） それでは、ただ今から令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会

いたします。

---

○議長（加藤輔之君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議長において、館林辰郎君及び柴田増三君を指名いたします。

---

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（加藤輔之君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。

○事務局書記（亀谷栄聡君） 諸般の報告をいたします。本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしく願いいたします。以上でございます。

---

○議長（加藤輔之君） 諸般の報告につきましては、ただ今事務局より申し上げたとおりでございますので、ご了承願います。

次に、日程第3 議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算から日程第8 議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例についてまでの6件を一括して議題といたします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催され、新年度予算並びに諸議案の審議をお願いするに当たりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

12月27日には業務提案ヒアリングを行い、コンストラクションマネジメント業者を選定し、1月11日付けで日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社と契約いたしました。また、2月1日には第2回新病院建設基本構想・基本計画策定委員会が開催され、基本構想原案・基本計画素案について、策定委員各位より様々な意見が出されたところでございます。明日2月17日に開催される第3回新病院建設基本構想・基本計画策定委員会では、基本構想案・基本計画案について内容を深化させていただけるものと考えております。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。

ご審議をお願いいたします案件は、予算関係2件、条例関係4件、合計6件でございます。

議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算は、収益的収入1億3,623万4千円、収益的支出1億3,923万4千円、資本的収入及び支出3億8,485万5千円、予算総額は5億2,408万9千円であります。令和4年度当初予算の主な事業の内容については、建築地質調査業務委託や敷地造成実施設計業務委託、新病院設計業務委託、新病院開院支援業務委託、その他債務負担行為などを計上するものでございます。

次に、議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算（第3号）は繰越明許費として1,477万2千円を計上するものであります。内容は、コンストラクションマネジメント業務委託及び自然環境調査費負担金であります。

続きまして、議第3号から議第6号までの4議案は条例に関するものでございます。

議第3号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例については、組合会計において地方公営企業法の財務規定を適用するにあたり必要な事項を定めようとするものであります。

議第4号 東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例については、行政不服審査法の規定に基づき、行政不服審査会を設置することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例については、令和4年度より業務増加に伴い、職員の増員を見込んでいることからその定数について改めようとするものでございます。

議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例については、増員を見込む職員の給与支給のために必要な事項を定めようとするものであります。

以上が、ご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましては、これより事務局長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

〔事務局長 小木曾博久君登壇〕

○事務局長（小木曾博久君） よろしくお願いたします。なお、今回より地方公営企業法適化に伴い、予算書の様式が大きく変わっております。それでは、議案集別冊の令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業予算書・予算説明書、1ページをお願いいたします。

議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算でございます。第1条は総則であります。第2条は業務の予定量であります。第1号、主要な建設改良事業は建築地質調査、敷地造成実施設計、建築基本設計として3億8,221万8千円を予定しております。

2ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入および支出の予定額につきましては、後ほど予算実施計画によりご説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。第4条の2として、こちらは企業会計への移行初年度のみ計上する事項でございまして、令和3年度の病院組合一般会計で年度末において未払金となっている金額を令和4年度に属する債務として整理した金額は7,893万1千円とするものです。

第5条は債務負担行為でございます。新病院設計業務委託は基本設計から実施設計まで業務委託を行い、実施設計部分が令和5年度まで予定されることから、その限度額を2億6,400万円とするものでございます。

新病院開院支援業務委託は令和4年度から開院予定の令和7年度まで継続して行う必要があることから、債務負担行為期間を令和5年度から令和7年度までとし、限度額を4,452万1千円とするものでございます。

第6条は企業債でございます。令和4年度に予定する新病院建設事業として1億1,240万円を限度として起債を予定するものでございます。

4ページをお願いいたします。第7条は予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合を定めるものでございます。第8条は議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費といたしまして、第1号職員給与費は73万3千円、第2号交際費は4万円を計上いたしました。

5ページをお願いいたします。令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計の予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款病院事業収益は1億3,623万4千円で、1項医業外収益のうち、1目負担金及び交付金は1億3,619万8千円で構成市からの負担金を見込んでおります。2目その他医業外収益は3万6千円を見込んでおります。

次に支出でございます。1款病院事業費用は1億3,923万4千円で、1項医業外費用のうち、1目議会費は11万7千円で議会に要する費用を計上しております。2目一般管理費は1億3,605万4千円で主なものとして構成市負担金、コンストラクションマネジメント業務委託、開院支援業務委託などを計上しております。3目監査委員費は6万3千円で監査委員会に要する費用について計上しております。2項予備費1目予備費につきましては300万円を計上しております。

6ページをお願いいたします。まず、資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款資本的収入は3億8,485万5千円で、1項企業債1目企業債は先ほどの説明通り1億1,240万円を見込んでおります。2項負担金1目他会計負担金は2億7,245万5千円で構成市からの負担金を見込んでおります。

次に支出でございます。1款資本的支出は3億8,485万5千円で、1項建設改良費のうち、1目資産購入費は263万7千円で車両購入費用を計上しております。2目施設整備費は3億8,221万8千円で主なものとして敷地造成実施設計業務委託、建築地質調査業務委託、新病院設計業務委託などを計上しております。

7ページから17ページまでは、予定キャッシュ・フロー計算書、人件費関係や予定損益計算書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいた

します。

18ページをお願いします。構成市負担金明細書でございます。予算に属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。

それでは、次に議案集別冊の令和3年度東濃中部病院事務組合補正予算書・補正予算説明書、1ページをお願いいたします。

議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算（第3号）でございます。第1条は繰越明許費で、2ページをお願いいたします。

繰越明許費の合計は1,477万2千円で、3款衛生費1項病院費のコンストラクションマネジメント業務委託は、設計業者選定に関するコンストラクションマネジメントを当初3月末までの予定をしておりましたが、次年度にずれこむ見込みとなったため、繰越明許費として884万4千円を計上いたしました。同じく3款衛生費1項病院費の自然環境調査費負担金は、現在土岐市において新設道路事業に伴う自然環境調査委託業務を新病院建設予定地分も含めて行っているところですが、土岐市で当該業務について繰越明許を行う見込みとなったことから、それに合わせて組合も負担金支出分を繰越明許費として592万8千円を計上いたしました。以上でございます。

それでは議案集をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。議第3号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、組合にて令和4年度から地方公営企業法財務規定を適用することから、この条例を定めようとするものであります。

本条例制定の趣旨でございますが、地方公営企業において定めるべき資産の取得及び処分額の範囲を明らかにするとともに、業務状況説明書類を作成し、業務の状況を取りまとめ市民に公表しなければならないため、この条例を定めるものであります。

2ページをお願いいたします。条文の読み上げは省略いたします。第1条は病院事業設置の規定でありまして、設置することから公営企業会計が適用されるということでありまして。第2条は経営の基本ということで、運営の基本方針を定めるものであります。第3条は重要資産の取得及び処分について定めるものであります。第4条は議会の同意を得なければならない賠償責任額について定めております。第5条は議会の議決を要する寄附、贈与の額を定めるものであります。第6条第1項は地方公営企業法第40条の2第1項で年2回以上業務状況の公表が定められていることからそれぞれの期間を定めるもので、第2項では公表する業務内容について定めております。附則については、本条例制定に伴い関係他条例の整理を行うことについて定めております。

5ページをお願いいたします。議第4号 東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例を別紙のように定めるものとする。提案理

由は、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、この条例を定めようとするものであります。本条例制定の趣旨でございますが、組合において行政不服審査事件を取り扱う際に、行政不服審査法第81条第2項に基づく執行機関の附属機関として設置することを明らかにしなければならないことからこの条例を定めるものであります。

6ページをお願いいたします。条文の読み上げは省略いたします。第1条は審査会設置の規定になります。第2条から第4条は委員の数及び委員任期等を定めるものであります。第5条は委員の守秘義務について定めるものであります。第6条から第8条までは審査会会議及び内容について定めるものであります。

8ページをお願いします。議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は令和4年度より組合に技術系職員の増員を見込むことからこの条例を定めるものであります。

9ページをお願いいたします。本条例改正の趣旨でございますが、令和4年度より本格的に建築設計業務に入ることに伴い、その業務に対応する職員について増員をするものであります。なお、現在の定数は3名であります。改正後の定数は7名としておりますが、予算では2名増の5名を想定し、計上とさせていただいております。2名の差についてですが、今後予測できない業務量の増加に対し、柔軟な対応が出来るようにするものでございます。

10ページをお願いいたします。議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、この条例を定めようとするものであります。本条例制定の趣旨でございますが、議第5号で病院事務組合職員の増員を挙げさせていただいたところですが、その一部職員給与に関する分について必要な事項を定めるためにこの条例を定めるものであります。

11ページをお願いいたします。条文の読み上げは省略いたします。第1条は本条例を定める目的について規定するものであります。第2条第1項は給料及び諸手当については土岐市の例に倣って支給することを定めるものであります。第2項は構成市の常勤職員が組合常勤職員を兼務する場合は、組合から給与等を支給しないことを定めるものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

---

○議長（加藤輔之君） これより議題を分割し、質疑、討論、採決を行います。

議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について、質疑を行います。質疑の通告がありますので通告順に発言を許可します。

6番 山下千尋君。

〔6番 山下千尋君登壇〕

○6番（山下千尋君） それでは通告に従いまして、議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について質問いたします。本議案の提案理由の説明にありました新病院開院支援業務委託についての質問です。事前に行われました全員協議会での説明では、委託業務内容として東濃厚生病院及び土岐市立総合病院で使われているシステムや機器の導入に向けた業務や、病院の開院式典開催支援などが行われるとお伝え頂きましたけれども、開院支援という言葉は幅が広く、何がどこまでこの事業によって行われるのかという業務領域が両市民に伝わりづらい印象を受けました。そこで、委託する業務内容の詳細はどのような事務局長にお答え頂きたいと思います。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

○事務局長（小木曾博久君） 委託する業務の内容はどのようなことについてお答えします。業務の内容と致しましては、開院までの間に両病院にある設備、備品等の洗い出しを行い、移設可能な物については移設、新しく購入しなければならない物については新規購入などの検討をしつつ、設計業務事業者と相談しながら、各部屋に設備品設置計画の調整、また医療情報システムの導入支援、引越越し業務支援など、開院に関するあらゆる支援の業務を行うというものでございます。

○議長（加藤輔之君） 山下千尋君。

○6番（山下千尋君） お答えいただきました。多岐に渡る中であらゆる業務支援ということでございました。再質問ということでさせて頂きたいですけれども、土岐市立総合病院のこれまでの経営状況ですとか、瑞浪市民にとっては初めて病院事業を持つこととなることから、経営面で病院建設に不安を持つ方も少なくありません。病院事業がどのような収支予測のもと行われるのか、また、医師や看護師といった医療スタッフの確保スケジュールがどのように想定されているのか、ということについても計画という形で早期に両市民に示すことが必要だと考えています。再質問となりますが、今挙げました収支予測や医師確保スケジュールなど、そういった業務が本事業に含まれるのか含まれないのか、事務局長にお尋ねいたします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

○事務局長（小木曾博久君） 事業収支、概算事業費、こういったことの業務が含まれているのかということでございます。本業務委託中ではこういった業務を行うことは想定していません、含まれておりません。

○議長（加藤輔之君） 山下千尋君。

○6番（山下千尋君） お答えいただきました。重ねて、さらに再質問という形でさせて頂きたいですけれども、本来、今述べられましたことは建設基本構想や基本計画を策定する時に策定委員の皆様に審議いただく段階で、規模の適正化ということを裏付ける意味でも明らかにしていくものであると個人的には考えます。けれども、建設基本構想・基本計画策定委員会で配布された基本計画素案にも事業収支等は含まれておりませんし、委員会の議事録を見てもその点に触れられる発言はなかったよう

に思われます。ということから、基本計画にも織り込まれないだろうと推測します。加えて本事業でも明らかにならないということでしたけれども、それでは、病院建設の事業概算費用ですとか、収支予測、収支のシミュレーション、そうしたものは、いつ、どのような予算を使って明らかになっていくのでしょうか。最後の質問となりますけれども、事務局等に答弁を求めます。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

○事務局長（小木曾博久君） 今の質問、開院支援業務の内容から少々離れているかもしれないということ踏まえてお答えさせていただきます。令和4年度より新病院設計業務に入っていくこととなります。そういった設計業務を行う中で、建設費の概算も徐々に明らかになってくるという見通しであります。それに伴い、先ほどの開院支援業務の内容のご説明をさせて頂いた中で、設備品、備品等の購入規模というの見通しが立ってくるものかと思えます。そうした見通しがある程度たった時点で初めて事業費、収支計画等を立てることが可能になるのではないかと考えております。本業務委託の中では想定はしていないわけですが、指定管理予定者である厚生連さんとも協議しながら、こういった事業計画、収支計画等も協議しながら進めたいと存じますのでよろしくお願ひします。

○議長（加藤輔之君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（加藤輔之君） ただ今、質疑の終結いたしました議第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時32分休憩

---

午前 9時33分再開

○議長（加藤輔之君） それでは、会議を再開いたします。休憩中に通告が出ておりますので、この発言を許可します。9番 館林辰郎君。

○9番（館林辰郎君） おはようございます。ただ今議案となっています議第1号、令和4年度東濃中部病院事務組合の病院事業会計について討論を行います。よろしくお願ひします。マスクを外して行いますけれども、よろしくお願ひします。

今も加藤管理者の方から今までの病院建設の経過について十分説明がありました。そして、いよいよ今年度から病院建設が始まるということでもあります。その日程も発表されていますけれども、全てが今年度中に終わるわけではなく、今年度の予算に関するものが、令和4年度の予算に計上されてきました。

私は今回、この令和4年度の予算について、十分な審議をなさいという管理者の声でありますけ

れども、説明を受けてからの期間について、会計の方法が変わってきた、企業会計になってきたということで、今までの準備段階での会計方式とは変わってきて、大変我々議員にとっては難しくなってきました。しかし、難しいからといって、避けて通るわけには行きません。しっかりと、市民の皆さんに議会が審議したという方向を示さなければならないと思っています。

また、本日も色んな意見書が出されています。それに伴い、今までの病院組合に対しても意見が留められていて、住民の皆さんはこの病院建設にしっかりと理解をしていないと思っています。むしろ、私の所に聞こえてくる声は、建設反対の声は多くあります。そして、いよいよ今年予算の中には病院建設の経費がのってきました。これを、病院建設については新しく採用されたということで、ECI方式というような非常に難しい発注方式の予算が出ています。そのような方式についても、これでいいかどうか住民にも説明する必要がありますし、私はこのことについても大きな疑問を持っています。よって、本年度の、この令和4年度病院建設予算について反対することを表明して、討論を終了いたします。

○議長（加藤輔之君） ただ今、通告による討論が終わりました。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） それでは、本件について討論を終結し、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立多数であります。着席してください。

よって、議第1号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤輔之君） 次に議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（加藤輔之君） ただ今、質疑の終結いたしました議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算（第3号）について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時39分休憩

---

午前 9時39分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

す。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立多数であります。着席してください。

よって、議第2号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤輔之君） 次に議第3号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（加藤輔之君） ただ今、質疑の終結いたしました議第3号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時41分休憩

---

午前 9時41分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議第3号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第3号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤輔之君） 次に議第4号 東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（加藤輔之君） ただ今、質疑の終結いたしました議第4号 東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時43分休憩

---

午前 9時43分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議第4号 東濃中部病院事務組合行政不服審査会条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。着席してください。よって、議第4号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤輔之君） 次に議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（加藤輔之君） ただ今、質疑の終結いたしました議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時45分休憩

---

午前 9時45分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。本件については、原案のと

おり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。着席してください。よって、議第5号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤輔之君） 次に議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（加藤輔之君） ただ今、質疑の終結いたしました議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時46分休憩

---

午前 9時46分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議第6号 東濃中部病院事務組合職員の給与に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。着席してください。よって、議第6号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤輔之君） 以上で、本日の日程の全てを終了いたしました。

これもちまして、令和4年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。令和4年第1回定例会は、議員の皆様の御協力によりまして、すべての日程を終えることができました。皆様の御協力に心から厚く御礼を申し上げます。執行部におかれましては、新病院の建設促進のために一層のご尽力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症は猛威を振るっており、第6波による感染者数は過去最高を更新する中、身近での感染例も以前とは比べ物にならないほど聞かれています。3回目の接種が始まっ

たばかりではありますが、従来と同様に感染拡大防止に万全を期していただきますとともに、皆様におかれましては体調管理には十分留意していただくようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで、副管理者瑞浪市長からご挨拶を頂きます。

〔副管理者 瑞浪市長 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） 皆さんおはようございます。本定例会に上程させて頂きました6つの議案に対しまして、慎重審議を賜り議決を頂きましたことに改めて、厚く御礼を申し上げます。

今回の予算の中には令和4年度の当初予算の議案があり、議決をいただきました。いよいよこの事業についても、先程もお話がありましたように基本構想・基本計画を取りまとめる中で、それを受けて基本設計、実施設計に進んでいくという段階になって参りました。

そうしますと、やはり専門的な知識が必要になって参りますので、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社と委託契約を結んでそのご指導いただくということも去ることながら、事務組合の職員の中にも、管理者側の立場としてチェックをする専門的な職員がいるということになります。

今回、職員定数を3名から7名まで増員させていただきました議案に対してもご承認いただきましたが、ここで2名、それぞれ専門職員を増員させて頂いき、日建設計さん、そして受けて頂けるであろう設計事務所さんと連携を取る中で、この事業が工程通りうまく進んでいくようにしっかり協議し、1日も早く新病院が完成するよう我々も取り組んでいかないといけないと思います。

ただ、まだこれからでございますので、色々な課題が新たに出てくる可能性もございます。そのためにも、日建設計さんのご指導、ご提案をいただきながら具体的にこの事業を進めていくということになるかと思っておりますので、またその都度、この議会にお諮りしなくちゃいけない場面もさらに多くなってくるかと思っております。その時にはぜひ慎重審議、ご理解をいただき、この事業が円滑に進むようにまたお力添えをいただきますことをお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。これからもよろしくお願いたします。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございます。これにて散会します。ご苦勞様でございました。

9時52分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 加藤 輔 之

議 員 舘 林 辰 郎

議 員 柴 田 増 三